

会員規約

（目的）

第1条 この規約は、一般社団法人GRAF（以下「当法人」という。）の会員制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（種別）

第2条 当法人の会員は次の3種とする。

（1）正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法」という。）上の社員とみなされる

（2）一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

（3）学生会員 当法人の事業に賛同して入会した、日本の教育機関に在籍する個人

（入会）

第3条 当法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の可否は、次に掲げる基準に従い、代表理事または副代表理事が決定する。

（1）当法人の目的に賛同するものであること。

（2）当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

（3）暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、決定から土日祝日を除く7日以内に事務局が入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録されなければならない。

5 会員の入会日は、代表理事または副代表理事が入会を許可した日付とする。

（会費）

第4条 入会者は、すみやかに会費規約の定めるところにより会費を支払わなければならない。

（退会）

第5条 自らの意思で、規定の書類を提出したものは退会とみなし、会員名簿から削除する。

2 会費規定第2条第3項に定める通り、退会までに当法人に対して支払った会費は一切返還されない。

(除名)

第6条 以下に該当する会員については、除名とみなし、会員名簿から削除する。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(期間の更新)

第7条 入会日から1年を更新日とする。なお、基本的には自動更新とする。

(種別の変更)

第8条 更新日の1ヵ月前までに所定の書類を提出したものは、会員種別の変更が認められる。

(内容の変更)

第9条 この規約は、団体運営規約第19条、同規約第20条の規定に基づき、役員会議の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規約は、令和4年5月9日から適用する。

3 以下に、この規約の改定日を列挙する。

令和6年5月28日 改定